

第 62 回監査基準委員会有識者懇談会議事要旨（2021 年 10 月 27 日）

I 日時：

2021 年 10 月 27 日（水）17:00～19:00

II 場所：

日本公認会計士協会 4 階会議室／オンライン会議

III 出席者：

○ 監査基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、松本 祥尚（議長代行）、青 克美、井上 隆、今給黎 真一、川島 勇、
小賀坂 敦、林田 英治、弥永 真生、西山 香織（オブザーバー）

小賀坂委員は 11 月 16 日にご逝去されました。生前のご指導に感謝すると共に謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

○ 日本公認会計士協会（説明者）

手塚 正彦（会長）、小倉 加奈子（担当副会長）、志村 さやか（常務理事）、
甲斐 幸子（IAASB ボードメンバー／テクニカルスタッフ）、
吉村 航平（IAASB テクニカルアドバイザー）

IV 議事要旨：

1. 審議事項

(1) 議長及び議長代りの互選（監査基準委員会有識者懇談会内規の説明を含む。）

議長に堀江 正之委員、議長代行に松本 祥尚委員が選任された。

2. 意見聴取

(1) IAASB の活動状況について

① IAASB 3 月ボード会議以降のアップデート

IAASB ボードメンバーから、IAASB 3 月ボード会議以降のボード会議で議論された以下の事項について説明がなされた。また、担当常務理事から、当協会の問題意識、対応等について説明がなされた。

- ・ グループ監査（ISA600）
- ・ 不正（ISA240）
- ・ 2022 年から 2023 年までの作業計画

【主なご意見】

<全般>

- グループ監査、不正や非財務情報の保証に関しては総じて監査人の実務負担が増加する一方であることを懸念する。企業の実務と監査の両面で効率化できるよう共同で作業する必要がある。監査人の業務の範囲が拡大せざるを得ない中で企業にはどのような対応が求められるのか。企業においても、経営しやすいデータの管理・整備の在り方に加え、会計監査を行いやすいデータの管理・整備の仕方が議論になっている。引き続き協議していきたい。

<グループ監査（ISA600）>

- 重要な構成単位概念の廃止され、新たにリスクに基づくアプローチが導入されることで、業務負担が増加するのではないかと懸念があった。公開草案からの変更で対応が図られ、懸念は払拭されたとの理解でよいか。また、日本公認会計士協会においても公開草案に対して実務的な課題に対処するためのガイダンスの必要性をコメントしているが、ガイダンスの開発について追加情報があれば教えていただきたい。

（質問への回答）

- 今般 ISA600 が改訂されるため、現行実務と同水準の作業負担に留まるとは言い切れないと考える。本基準の改訂について監査人も十分に理解し、企業に説明した上で対応を図っていく必要がある。
 - IAASB において基準の最終化を行った後で、基準外のガイダンスの必要性について検討・開発が行われる予定である。
- 構成単位の監査人の監査調書の査閲について、査閲の対象が「work paper」（監査調書自体）から「audit documentation」に変更された。これによって査閲対象が「監査調書」に限定されなくなったため、実務的な対応可能性に関する問題は少なくなったと考える。
（事務局注）有識者懇談会以降の IAASB の議論により、「audit documentation」は現行の「監査調書」の意味が維持されているが、実務的な対応可能性については、要求事項の趣旨の明瞭化や適用指針の変更により対処されている。
- 監査役等は会計監査人の監査の相当性を見ていく必要があるが、重要な構成単位概念の廃止により、どのような状況においてどのような監査が行われるかという点については、基準外のガイダンスが重要になってくると考える。ガイダンスが公表された際には、監査人と監査役等とのコミュニケーションの中で適切に共有いただきたい。

<不正（ISA240）>

- 不正への対応に関して IAASB が監査報告書における監査上の主要な検討事項（KAM）の更なる改訂、追加要求を必要としないとしているのは、現行の KAM で対応可能と考えているからだと思われる。KAM において、不正に関する監査手続や対応を記載するという、監査人の運用上の対応が必要であると考ええる。

- 現状、有価証券報告書の作成において、監査役等の関わりについては法律的に定められていない。監査役等が、財務諸表監査や取締役の業務執行に対してどのように監査を行ったかを情報提供する手段は有価証券報告書しかないが、そこには、会計監査人の監査をどう判断したか、取締役の職務執行に対する自分たちの責任に関する理解について、コメントが出てこない点に問題意識を持っている。
- 不正を含む違法行為という表現は適切か。一般用語としても ISA 240 における規定からしても、不正の方が違法行為よりも広い概念と考える。irregularities を「違法行為」と訳すべきか否かについても検討いただきたい。
- 企業の不正に対する監査人への要求が高まるということは、監査人の責任が重くなるということである。現状の監査期間の中で要求に応えていくことが可能なのか懸念している。

<2022 年から 2023 年までの作業計画>

- 有価証券報告書の第 1 部は七つの章で構成されているが、監査人が保証しているのは「経理の状況」のみである。他の六つの章は情報の信頼性が保証されないまま市場に提供されている。非財務情報の保証の議論は、資本市場において情報の信頼性をどのように確保し、財務情報以外の情報を提供していくかの議論と捉えることが重要と考える。

② LCE の監査向け国際監査基準（ISA for LCE）公開草案の概要

IAASB テクニカルアドバイザーから、2021 年 7 月に IAASB から公表された LCE の監査向け国際監査基準（ISA for LCE）公開草案（*Exposure Draft, Proposed International Standard on Auditing of Financial Statements of Less Complex Entities¹*）の概要について説明がなされた。また、担当常務理事から、本公開草案に対する当協会の現時点におけるコメント対応状況について説明がなされた。

【主なご意見】

- ISA for LCE を適用することにより、国際監査基準（ISA）を適用した場合と比べてどの程度負担が軽くなるのか。主な相違点は監査手続の文書化との理解でよいか。
（質問への回答）
 - 現時点では監査手続の文書化等が ISA との相違点であると認識している。今後、公開草案へのコメント検討において、引き続き確認していきたい。

¹ 原文：IAASB ウェブサイト <https://www.iaasb.org/publications/exposure-draft-proposed-international-standard-auditing-financial-statements-less-complex-entities>
 仮訳：日本公認会計士協会ウェブサイト https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211202eji.html

- 我が国のように上場会社の法定監査が中心であり、任意監査が少ない市場において LCE 向けの監査基準を導入することには懸念がある。法定監査において、ISA と同等の合理的保証の水準としつつ、監査手続を簡易化した基準を正当化するのは難しいと考える。

③ 拡張された外部報告（EER）に対する保証業務に関する規範性のないガイダンス文書の概要

IAASB ボードメンバーから、2021 年 3 月に IAASB から公表された拡張された外部報告（EER）に対する保証業務に関する規範性のないガイダンス文書（*Non-Authoritative Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Extended External Reporting (EER) Assurance Engagements*²）の概要について説明がなされた。また、担当常務理事から、当協会の対応について説明がなされた。

【主なご意見】

- サステナビリティ情報の開示は国際的にも動きが活発になってきている。本ガイダンス文書は EER に対して任意で保証を付す場合に適用されるのか。欧州では、既にサステナビリティ情報に保証を付しているという話も聞く。EER への保証が義務化された場合でも本ガイダンス文書が適用になるのか。

（質問への回答）

- 本ガイダンス文書は、法定又は任意にかかわらず、EER に対する保証業務に国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」を適用する際の支援を目的として作成されたものである。

- 日本版 EER ガイダンス文書の検討に当たり、どのような日本特有の課題を認識しているのか。

（質問への回答）

- 監査・保証実務委員会において検討を行っているところである。次回以降報告する。

- 保証業務の対象について、「保証しやすい部分や企業のよい側面のみを示す情報を保証業務の対象とすることは、通常適切ではない」とのことであるが、「保証しやすい部分」だと適切でないというのはどのような考えに基づいているのか。

（質問への回答）

- 保証業務の対象は、想定利用者のニーズ等を踏まえて決定すべきものであり、単純に保証しやすい部分のみを切り出して対象とするのは適切ではない旨を明示したものである。

² 原文：IAASB ウェブサイト <https://www.iaasb.org/publications/non-authoritative-guidance-applying-isaie-3000-revised-extended-external-reporting-assurance>

仮訳：日本公認会計士協会ウェブサイト https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210804fdj.html

(2) 協会公表物の体系の明確化及び見直しについて

担当副会長から、財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する公表物の体系の見直しに関する必要性・目的、体系化の方針等について説明がなされた。

資料は非公表としているが、11月17日付けで「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する公表物の体系及び起草方針に関する論点の整理」³を公表しているため、そちらを参照されたい。

【主なご意見】

- 「一般に公正妥当と認められる監査の基準（GAAS）」は、広義に公正な監査慣行や常識まで含む概念である。そのため、企業会計審議会の監査基準、日本公認会計士協会の報告書、実務指針だけでなく、研究報告及び研究資料も GAAS を構成するものとする。
- 規範性の有無の線引きが曖昧になっていることを懸念する。従来、日本公認会計士協会が公表する研究報告は規範性がないと整理されているにもかかわらず、実務上、規範性があるかのように扱われてしまっている例がある。本来、規範性のある実務指針で定めるべき事項が研究報告で定められているのではないか。遵守すべき事項は規範性のある実務指針に明記し、規範性のない研究報告等において、実務指針を超える内容を記載することにしていただきたい。
- 日本公認会計士協会における公表物作成のルールやヒエラルキー、例えば、各公表物の位置付け、使い分けなどについては日本公認会計士協会の会員だけでなく、広く一般に分かりやすく周知する工夫をお願いしたい。
- 報告書は監査の実施基準そのものであると考えるが、一般の人が監査の基準だとはわからない。できることならば、「報告書」ではなくて意味合いがわかる名称にするほうがよい。「実施基準」や「監査業務基準」などの名称も考えられる。

3. 報告事項（資料配付）

以下の事項について、資料配付をもって報告とされた。

(1) IAASB 作業計画 survey に対する回答について

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp

以 上

³ 日本公認会計士協会ウェブサイト https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211117dac.html